

## 登録マーク等使用規則

認証規則第 2 号

2020 年 11 月 9 日制定

最終改正 2024 年 5 月 8 日

### 1. 目的

この規則は、一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センター（以下、「JAPEIC-MS&PCC」という。）のマネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場が、登録マーク、認証マーク及び JAB 認定シンボル（以下、「登録マーク等」という。）を登録の表明に使用する場合に遵守する事項を定める。

### 2. 登録マーク等

#### 2.1 登録マーク



登録番号

品質マネジメントシステム QSR-XXX  
環境マネジメントシステム ESR-XXX

#### 2.2. 認証マーク



認証番号 GPC-XXX

2.3 登録マーク及び認証マークを印刷物又はウェブサイトなどに表示する場合の色は次のとおりとする。

- (1) 上部の図形の背景は、青色（4色印刷の場合は青色 100%+赤色 10%、特別色印刷の場合は DIC-640 又はその近似色）を原則とする。青色に代えて黒色、灰色、金色又は

銀色を使用することも可能とする。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とする。

## 2.4. JAB 認定シンボル

### 2.4.1. 認定シンボル

(マネジメントシステム)



MS  
CM029

(製品認証)



Product  
P0020

2.5 認定シンボルを印刷物又はウェブサイトなどに表示する場合の色は次のとおりとする。

- (1) 上部の図形の背景は青色（印刷物上は DIC-579 (CMYK:C90 M62 Y21 K0、RGB : R0 G98 B157)）を用いることを原則とする。青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可能とする。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、旧認定シンボルの下の「JAB」の文字、認定プログラム略号及び認定番号の色は黒色とする。
- (2) 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、(1)に関わらず、認定シンボル全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

## 3. 登録マーク等の提供

- (1) JAPEIC-MS&PCC は、登録マーク及び JAB 認定シンボルの清刷をマネジメントシステム登録組織に提供する。
- (2) JAPEIC-MS&PCC は、認証マーク及び JAB 認定シンボルの清刷を登録溶接施工工場に提供する。

## 4. 登録マーク等の管理

マネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場は、清刷の保護及び漏洩防止のために、以下に従い、適切に管理する。

- (1) JAPEIC-MS&PCC が提供した状態を維持し、保存形式の変更、解像度を低めるなど画像を劣化させる改変を行ってはならない。
- (2) 印刷物、ウェブサイト等の作成目的のために、清刷の複製を業者に提供する場合は、本規則を遵守し、適切に管理することを要求する。
- (3) 上記 (2) の目的以外で他社に清刷を提供しない。

- (4) 認証の有効期間後は、JAPEIC-MS&PCC が提供した清刷を完全に消去する。清刷の複製を業者に提供した場合は、業者に同様の処置を要求する。

## 5. 登録マーク等の表示方法

- (1) 登録マーク等は JAPEIC-MS&PCC が提供した状態を維持すること。分解、組み換え等を行って表示してはならない。
- (2) 登録マーク及び認証マークの図形の下に、認証文書に付与した登録番号又は認証番号を表示すること。
- (3) 登録マーク及び認証マークは単独で表示できる。
- (4) JAB 認定シンボルは、登録マーク又は認証マークと共に表示し、近傍に置くこと。
- (5) 登録マーク等はそれぞれの意味を明確にし、異なるものと識別できるように表示すること。マネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場のマークと登録マーク等の位置、大きさとの関係に配慮すること。
- (6) 拡大又は縮小して表示する場合は、提供した清刷の比を維持し、これを変更しない。
- (7) 縮小する場合は、登録マーク等に含まれる英文名称部が明瞭に識別できる範囲とすること。

## 6. 登録マーク等の使用

マネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場は、認証範囲においてのみ、以下に従い、登録マーク等を宣伝用資料、封筒、名刺等の印刷物及びウェブサイト等に使用することができる。

- (1) 名刺に使用する場合は、認証範囲の業務に従事する者に限定する。
- (2) 製品及び製品の包装に使用しないこと。また、製品の適合性を示すと解釈されるような方法で使用しないこと。
- (3) 認証範囲外の業務が認証されていると解釈されるような方法で使用しないこと。
- (4) マネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場が JAB から認定されているとの誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。
- (5) 使用の可否例を以下に示す。これによらない場合は、事前に JAPEIC-MS&PCC と協議の上、使用すること。

使用対象	可否	注
カタログ又はパンフレット	○	認証範囲外の製品／活動を含めた総合カタログ等に表示する場合、認証範囲の製品／活動等のページのみに登録マーク等を表示するか、認証範囲を明記すること。
製品及び製品包装等	×	製品及び製品の個別包装・包装箱、包装シート、工事用シート、製品を輸送するための容器、パレット、車両等には使用できない。
名刺	○	認証範囲の活動に従事する者のみ使用できる。 認証対象の組織（部門名、事業所名等）を明記し、認証範囲

		と認証範囲外を明確に記載した場合に限り、認証範囲外の活動に従事する者も使用できる。
封筒、用紙等	○	MS 登録組織名／登録溶接施工工場名及び認証範囲の部門を明記すること。
宣伝用品、ウェブサイト、広告媒体、看板類	○	MS 登録組織名／登録溶接施工工場名及び認証範囲の製品／活動等を明記すること。
製品保証書等への表示	×	【登録マーク／マネジメントシステム】 製品の保証書、仕様書、取扱説明書、試験・検査報告書、校正証明書等には使用できない。
	○	【認証マーク／製品認証】 製品の保証書、仕様書、取扱説明書、試験・検査報告書、校正証明書等に使用できる。

## 7. 登録マーク等の使用記録

- (1) マネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場は、登録マーク等を使用した場合、登録マーク等の種類、使用日、使用目的等の記録を作成し、JAPEIC-MS&PCC が要求した場合は、提示すること。
- (2) 清刷の複製を業者に提供した場合は、提供日、業者名、使用目的等の記録を作成し、JAPEIC-MS&PCC が要求した場合は、提示すること。

## 8. 登録マーク等の使用期間

マネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場は、認証の有効期間内においてのみ登録マーク等を使用することができる。

## 9. 登録マーク等の使用中止

マネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場は、次のいずれかに該当する場合、直ちに登録マーク等の使用を中止しなければならない。

- (1) 認証範囲が縮小された場合は、その縮小された認証範囲に対する使用
- (2) 認証の一時停止となった場合、その一時停止期間
- (3) 認証が取消しとなった場合
- (4) 認証の取下げを行った場合
- (5) JAPEIC-MS&PCC が JAB から認定を取消された場合（JAB 認定シンボルのみ）

## 10. 本規則に違反した場合の処置

マネジメントシステム登録組織及び登録溶接施工工場が本規則に違反した場合、JAPEIC-MS&PCC は次の処置を講ずる。

- (1) 是正処置
- (2) 登録マーク等の使用禁止
- (3) 登録の取消し
- (4) 違反の公表
- (5) 法的処置

## 11. その他

本規則に定めのない事項については、マネジメントシステム登録組織又は登録溶接施工工場と JAPEIC-MS&PCC が協議の上、決定する。

附則（2020 年 11 月 9 日）

1. 本要領は、2020 年 11 月 9 日から実施する。なお、本要領の実施に伴い、認定マーク使用規則（PCC-1505）は廃止する。なお、2.4 の JAB 認定シンボルは 2024 年 2 月 29 日までは、新旧どちらも使用することができる。

登録マーク／認証マーク等使用規則 改正履歴

改正	改正年月日	改正概要
0	—	登録マーク等の使用について、MS 登録組織及び登録溶接施工工場が遵守する事項を、ISO 認証事業及び PCC 事業共通の規則として制定。
1	2024 年 5 月 8 日	旧シンボルマークの移行期間が終了したことから、旧シンボルマークの記載について削除した。